

人種差別撤廃条約適用事件 (アルメニア対アゼルバイジャン)

(仮保全措置命令・2021年12月7日)
(仮保全措置命令・2022年10月12日)
(仮保全措置命令・2023年2月22日)
(仮保全措置命令・2023年7月6日)
(仮保全措置命令・2023年11月17日)
(先決的抗弁判決・2024年11月12日)

中 島 啓

I. 事実背景及び訴訟の経過

小コーカサス山脈南東部に位置するナゴルノ・カラバフ地域は、旧ソビエト連邦時代以来アゼルバイジャンの領域内にあったものの、アルメニア系の住民が多数を占めてきたことから、その帰属がアルメニアとアゼルバイジャンの間で長らく争われてきた。同地域をめぐる両者の対立は1980年代後半に武力衝突に発展し、1994年に停戦合意に至ったものの、2020年9月に再び交戦状態となり、アルメニア側が「第2次ナゴルノ・カラバフ戦争」、アゼルバイジャン側が「第2次ガラバフ戦争」と呼称する戦闘が44日間続いた（裁判所は「2020年紛争」と表記しているため、本稿もこれに倣う）。その後、アルメニアとアゼルバイジャンは、ロシアを交えた「三者声明」に署名し、11月10日付で「ナゴルノ・カラバフ紛争地域における完全な停戦とすべての敵対行為の終結」を宣言した。もっとも、両国間の関係は以後も不安定なままであり、2022年9月と2023年9月に再び武力衝突が発生した。

2020年紛争の勃発から約1年後の2021年9月16日、アルメニアはアゼルバイジャンを相手取り、人種差別撤廃条約に基づき国際司法裁判所に提訴した。アルメニアはその請求訴状において、アゼルバイジャンが長年にわたる人種差別政策により同条約上の様々な義務に違反したと主張した。とりわけ、「アルメニア人に対する憎悪を助長する国家主導の政策の結果、アルメニア人が組織的な差別、大量殺害、拷問その他虐待の対象となって

きた」と主張した¹。

本稿では、以上の経緯からアルメニアが提訴した事件について検討する。なお、時をほぼ同じくしてアゼルバイジャンもアルメニアを相手取り人種差別撤廃条約に基づき国際司法裁判所に提訴している。アゼルバイジャン提訴事件については、本巻所収の別稿で検討しているため、併せて参照されたい。

II. 判断要旨

1. 仮保全措置命令（第1命令）²

アルメニアが提出した請求訴状には仮保全措置指示要請が含まれており、アルメニアは、2020年紛争において拘束された全てのアルメニア人捕虜の即時解放等を求める仮保全措置をアゼルバイジャンに対して指示するよう、裁判所に要請した³。

(1) 一応の管轄権

裁判所は、原告が依拠する条文が管轄権の基礎を提供すると一応（prima facie）思われる場合に限り仮保全措置を指示することができる。本件にてアルメニアが依拠する人種差別撤廃条約第22条は、当該条約の解釈または適用に関する紛争の存在を裁判所の管轄権の条件としているため⁴、裁判所は、「原告が申し立てる作為または不作為が当該条約の条文の範疇に属しうるものであり、その結果として、裁判所が事項的管轄権を有する紛争であるか否か」を確認しなければならない（15-20項）。

アゼルバイジャンが人種差別撤廃条約を遵守しているか否かに関する両国間の見解の不一致は、2020年紛争勃発直後に両国の外務大臣が交換した書簡のやり取りを通じてすでに明らかであり、その後の両国間のやり取りにも示されている。そして、アルメニアが申し立てているアゼルバイジャンによる作為ないし不作為の少なくとも一部は、条約規定の

1 Application Instituting Proceedings and Request for Provisional Measures, Vol. I (16 September 2021), para. 4.

2 *Application of the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (Armenia v. Azerbaijan), Provisional Measures, Order of 7 December 2021, I.C.J. Reports 2021*, p. 361.

3 Application Instituting Proceedings and Request for Provisional Measures, Vol. I (16 September 2021), para. 131.

4 「この条約の解釈又は適用に関する2以上の締約国の間の紛争であって、交渉又はこの条約に明示的に定められている手続によって解決されないものは、紛争当事国が他の解決方法について合意しない限り、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため国際司法裁判所に付託される。」

範疇に属しうると考えられる。したがって裁判所は、人種差別撤廃条約の解釈または適用に関する紛争が両当事者間に存在すると一応認定するに足る十分な根拠があると判断する（26-28項）。

人種差別撤廃条約第22条は、訴訟係属の前段階において充足されるべき手続的前提条件を定めており、裁判所に付託される紛争は「交渉又はこの条約に明示的に定められている手続によって解決されない」ものでなければならない。同条が求める2つの前提条件は累積的ではなく代替的というのがこれまでの判例であるところ、本件アルメニアは交渉前置要件の充足のみを主張しているため、裁判所は、同要件についてのみ検討する。すなわち、「人種差別撤廃条約上の実体義務の遵守をめぐる紛争の解決を目指してアルメニアがアゼルバイジャンとの交渉を真正に試みた」と一応考えられるかを検討する（30-33項）。交渉前置要件は、「交渉の試みが失敗した場合や、交渉が失敗あるいは無益になりまた行き詰った場合にのみ満たされる」（38項）。

提出された資料によれば、2020年11月の「三者声明」署名後、アルメニアは、様々な外交書簡や二国間会合の場でアゼルバイジャンによる人種差別撤廃条約上の義務違反を申し立ててきている。しかし、2021年7月から9月にかけて開かれた二国間会合では実体問題についての進展が見られず、両国間の交渉は暗礁に乗り上げたものと見られる。したがって、交渉前置要件は充足したと考えられる（39-42項）。

以上から、裁判所は、両当事国間の紛争が人種差別撤廃条約の「解釈または適用」に関する限りにおいて、第22条に基づき、本件を審理する管轄権を一応有すると結論づける（43項）。

(2) 被保全権利と要請措置

裁判所の仮保全措置指示権限は、本案についての判断がなされるまでの間、両当事国の権利保全を目的とするものであり、同措置を通じて保全するのは、いずれかの当事国が有するものと事後に判断される権利である。したがって、仮保全措置の指示を要請する当事国が主張する権利の存在が少なくとも見込まれる（at least plausible）場合に限り、裁判所はこの権限を行使できる。加えて、被保全権利と仮保全措置の間の連関が求められる（44-45項）。

本件にてアルメニアは、人種差別撤廃条約第2条から第7条が規定する権利を主張している。とりわけ、アルメニアの民族的もしくは種族的出身者である捕虜および民間人被拘禁者が本国に送還される権利、非人道的な扱いから保護される権利、ヘイトスピーチの対象とならない権利、文化遺産にアクセスし享受する権利を主張し、またこれに対応してアゼルバイジャンはかかる遺産を破壊しない義務を負うと主張している（46項）。

第2条から第7条の規定は、人種差別から個人を保護することを意図するものであり、同条約上の個人の権利の尊重と条約締約国の義務、そしてその履行を求める締約国の権利の間には相互関係（correlation）がある。条約締約国は、申し立てられている行為が条約第1条の定義する人種差別行為に該当する限りにおいてのみ、上記の条文に規定される権利を援用できる（57-58項）。

裁判所は、当事国が提出した情報に基づき、アルメニアが主張する権利の少なくとも一部は存在する見込みがあると考ええる。捕虜の釈放を規律するのは国際人道法であり、また現在の国籍に基づく措置は人種差別撤廃条約の範疇に含まれない。裁判所は、同条約がアゼルバイジャンに対して、アルメニアの捕虜および民間人抑留者の全ての送還を要求しているとは考えない。アルメニアは、これらの者がその民族的もしくは種族的出身を理由に拘束されていることを示す証拠を提出していない。その一方、これらの者が非人道的な取り扱いを受けない権利を有する見込みはあると考えられる。加えて、アルメニアの民族的・種族的出身を持つ者に対する人種的憎悪の扇動・助長、文化遺産に対する破壊・冒涇行為を通じて侵害されたと主張される諸権利の存在も見込まれる（59-61項）。

これらの被保全権利と、アルメニアが要請した仮保全措置のうちのいくつかの間には連関があると認められる。アルメニアの捕虜及び民間人抑留者の安全確保をアゼルバイジャンに求める措置、アルメニアの民族的もしくは種族的出身者に対する憎悪を支持しないことを求める措置、歴史的、文化的、宗教的遺産の破壊や冒涇の防止等を求める措置は、条約上存在すると見込まれる権利の保全を目的としている（67項）。

(3) 回復不可能な侵害の危険と緊急性

裁判所は、裁判手続の主題を構成する権利が回復不可能な状態で侵害される可能性がある場合、もしくは当該権利を無視することが回復不可能な帰結をもたらしうる場合に仮保全措置を指示する権限を有するが、この権限は、そうした回復不可能な侵害が発生する現実かつ差し迫った危険があるという意味での緊急性がある場合に限って行使される。この要件は、裁判所が終局判決を下す前に回復不可能な侵害をもたらしうる行為が「いつなんどきでも発生する」可能性がある場合に充足される（69-70項）。

当事国が提出した情報の中には、欧州評議会の議員会議が採択した決議や、国連人権専門家の共同声明が含まれている。〔アルメニア捕虜の劣悪な状況を伝えるそれら情報に言及した上で、〕裁判所は、存在が見込まれる権利の無視により回復不可能な侵害がもたらされる危険があり、それは現実的かつ差し迫った緊急性があるものと結論付ける（85-88項）。

(4) 結論および命令主文

以上から、仮保全措置を指示するための要件は充足しているものの、本件状況下ではアルメニアが要請した措置と同一の措置を指示する必要はない。なおアルメニアは、証拠の保全および仮保全措置の実施についての定期報告をアゼルバイジャンに対して求める措置の指示も要請しているものの、本件特殊状況下では適当ではないと考えられる（89-95項）。

以上の理由により、裁判所は、以下の仮保全措置を指示する。

- (1) 人種差別撤廃条約上の義務に従い、アゼルバイジャンは、(a) 2020年紛争に関連して拘束されたすべての者を暴力や身体的危害から保護し、その安全と法の下での平等を確保し（14対1）、(b) アルメニアの民族的もしくは種族的出身を持つ者を標的とする人種的憎悪および差別の扇動助長を防止するために必要なあらゆる措置をとり（全会一致）、(c) 教会や記念碑などを含むアルメニアの文化遺産に対する破壊冒瀆行為を防止し処罰するために必要なあらゆる措置をとらねばならない（13対2）。
- (2) 両当事国は、紛争を悪化拡大させ、解決をより困難にする可能性のあるいかなる行為も慎まなければならない（全会一致）。

2. 仮保全措置命令（第2命令）⁵

2022年9月22日、アルメニアは、第1命令の修正を裁判所に対して要請した。同月に再燃した武力衝突を背景とする要請であり、アルメニアは、第1命令の主文（1）（a）について、2020年紛争以降の両国間の武力紛争に関連して拘束された個人の保護に係る措置も明示的に含めるかたちで修正するよう、裁判所に要請した⁶。

(1) 仮保全措置の修正要件

裁判所は、「事情の変化によって仮保全措置に関する決定を撤回又は修正することが正当と判断する場合」にその旨決定できる（規則第76条1項）。裁判所は、命令後に生じた何らかの事情の変化が、発出済みの措置の修正を正当化するかを検討しなければならない。その上で、裁判所規程第41条に基づく仮保全措置指示にかかる一般的条件も満たさ

5 *Application of the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (Armenia v. Azerbaijan), Request for the Modification of the Order Indicating Provisional Measures of 7 December 2021, Order of 12 October 2022, I.C.J. Reports 2022, p. 578.*

6 ICJ Press Release No. 2022/40 (19 September 2022).

れる場合においてのみ、そうした修正は適当と認められる（11-12項）。

本件についてみると、「三者声明」により宣言された停戦にかかわらず、両国間の情勢は不安定なままであり、2022年9月12日の週に再び敵対行為が発生し、アルメニア軍関係者が抑留された。それら個人の処遇に関するアルメニアの申立は、第1命令にかかるアルメニアの申立と同じ性質であるため、裁判所は、第1命令発出時点に存在していた状況が継続中であって今なお変わらないと考える。裁判所は、第1命令主文（1）（a）に従った待遇が、「2020年紛争の再燃を構成する敵対行為（any hostilities that constitutes a renewed flare-up of the 2020 Conflict）」の間に拘束された個人に対しても与えられることを確認する。以上により、2022年9月に勃発した敵対行為およびアルメニア軍関係者の抑留は、第1命令の修正を正当化する事情の変化には該当しないと結論付ける（18-19項）。

もっとも、両国間の不安定な状況は、第1命令の措置の効果的な実施の必要性を裏付けるものであることから、裁判所は、第1命令の内容、とりわけ紛争を悪化拡大させ、解決をより困難にする可能性のあるいかなる行為も両当事国は慎まなければならないことを再確認することが必要と考える（21項）。

（2）命令主文

以上の理由により、裁判所は、（1）現在の状況は、第1命令を通じて指示した措置を修正する権限の行使を要求するものではないと判断し（13対3）、（2）第1命令を通じて指示した措置、とりわけ紛争を悪化拡大させ解決をより困難にする可能性のあるいかなる行為も両当事国は慎まなければならないことを再確認する（全会一致）。

3. 仮保全措置命令（第3命令）⁷

2022年12月28日、アルメニアは新たな仮保全措置を裁判所に要請した。アルメニアによれば、同月12日にアゼルバイジャンが「ナゴルノ・カラバフの12万人のアルメニア系住民と外部とを結ぶ〔「ラチン回廊」と呼ばれる〕唯一の道路の封鎖を画策した」とされる。アルメニアによれば、「抗議活動」を行い往来を妨害しているとされるグループは環境活動家を自称してはいるものの（ナゴルノ・カラバフでの資源開発による環境破壊に抗議しているとされる）、その内実は反アルメニア活動への関与が疑われるトルコ系極右勢力である。そこでアルメニアは、ラチン回廊の往来を妨害している「抗議行動」の組織化と支

⁷ *Application of the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (Armenia v. Azerbaijan), Provisional Measures, Order of 22 February 2023, I.C.J. Reports 2023, p. 14.*

援を中止し、全ての人、車両、貨物の自由移動の確保をアゼルバイジャンに対して命じるよう、裁判所に要請した⁸。

(1) 仮保全措置の修正要件

アルメニアの第3次要請は、アゼルバイジャンによるラチン回廊封鎖の疑いに関するものであるのに対して、裁判所が発出した第1命令は、アルメニアの捕虜その他抑留者の取扱い等に関するものであった。以上から、アルメニアの要請の基礎となる状況は、裁判所が第1命令を発出した際の状況とは異なるため、アルメニアの第3次要請を審理することを正当化する新事情が存在すると考えられる（24-25項）。

(2) 仮保全措置の指示要件

人種差別撤廃条約第2条及び第5条に鑑みると、ラチン回廊における移動の妨害によってアルメニアが侵害されたと主張する権利の少なくとも一部は存在すると見込まれる（39項）。

依拠しうる情報によれば、ラチン回廊の寸断により、ナゴルノ・カラバフで入院しているアルメニアの民族的・種族的出身者を、緊急医療のためにアルメニアの医療施設に移送することが妨げられている。また、ナゴルノ・カラバフへの生活必需品の搬入にも支障が生じており、食糧、医薬品その他の救命医療品の不足が生じている。健康や生命が危険に晒されている場合、その侵害は回復不能である可能性がある。加えて、食料品や医薬品、医療機器など、人道上必要とされる物品の搬入や購入が制限されることは、個人の健康や生命に深刻な影響を及ぼす可能性がある。この点、アゼルバイジャン代理人は、口頭弁論中、ラチン回廊における安全な移動を保障するための措置をとる旨確約したものの、同声明は回廊の寸断によって生じる回復不能な侵害の差し迫った危険を完全に排除くものではない（54-56項）。

(3) 結論および命令主文

以上から、仮保全措置を指示するための要件は充足しているものの、本件状況下ではアルメニアが要請した措置と同一の措置を指示する必要はない。アルメニアは、裁判所が以下で命じる回廊の自由移動の確保にかかる措置に加えて、回廊の自由移動を妨げている「抗議活動」の組織と支援の停止を命じるよう求めているものの、同措置は適当ではない。アルメニアはさらに、ナゴルノ・カラバフへの天然ガスその他公共サービスの供給をアゼ

8 Request by the Republic of Armenia for the Indication of Provisional Measures (27 December 2022).

ルバイジャンが阻害しないよう指示する措置も要請しているものの、そうした妨害の存在について十分な証拠を提出しておらず、同措置も適当ではない。

以上の理由により、裁判所は、次の仮保全措置を指示する。

アゼルバイジャンは、本件の最終決定が出るまで、人種差別撤廃条約に基づく義務に従い、ラチン回廊における人、車両、貨物の妨げのない双方向の移動を確保するため、依拠しうるあらゆる措置を取らなければならない（13対2）。

4. 仮保全措置命令（第4命令）⁹

2023年5月12日、アルメニアは、第3命令の修正を裁判所に要請した。第3命令発出後に「検問所」がアゼルバイジャンによって設営されたというアルメニアの認識を背景とするものであり、アルメニアは、「2023年4月23日以降、ラチン回廊上またはラチン回廊に沿って配備された全ての要員を〔アゼルバイジャンが〕撤退させ、回廊上または回廊に沿ってそうした要員を配備しない」ことを求める措置を付け加えるかたちで第3命令を修正するよう、裁判所に要請した¹⁰。

(1) 仮保全措置の修正要件

ラチン回廊における「抗議活動」から「検問所」の設置という事情の変化が見られるとして、同回廊の移動の妨害に関する点では、アルメニアの民族的・種族的出身者にもたらす帰結は第3命令で裁判所が指摘したものと同じである。第3命令を通じた裁判所が課した措置は、移動の阻害の原因に関わりなく適用される。以上により、裁判所は、アルメニアが第4次要請で言及した状況は、第3命令の修正を正当化する事情の変化を構成するものではないと結論付ける（28-29項）。

もっとも、両国間の不安定な状況は、第3命令の措置の効果的な実施の必要性を裏付けるものであることから、裁判所は、第3命令の措置と、紛争を悪化拡大させ解決をより困難にする可能性のあるいかなる行為も両当事国は慎まなければならないことを再確認することが必要と考える（30項）。

9 *Application of the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (Armenia v. Azerbaijan), Request for the Modification of the Order of 22 February 2023 Indicating a Provisional Measure, Order of 6 July 2023, I.C.J. Reports 2023, p. 403.*

10 ICJ Press Release No. 2023/25 (24 May 2023).

(2) 命令主文

以上の理由により、裁判所は、(1) 示された事情は第3命令を修正する権限の行使を必要とするものではないと判断し、(2) 第3命令で指示された仮保全措置を再確認する（全会一致）。

5. 仮保全措置命令（第5命令）¹¹

2023年9月28日、アルメニアは再度仮保全措置の指示を裁判所に要請した。同月19日に発生したナゴルノ・カラバフにおけるアゼルバイジャンの大規模攻勢（アゼルバイジャン側は、同地域における対テロリズム治安措置と説明している）を背景とするものであり、アルメニアは、軍や治安維持要員の撤退をはじめとする10の仮保全措置をアゼルバイジャンに命じるよう、裁判所に要請した¹²。

(1) 仮保全措置の修正要件

アルメニアの第5次要請は、アゼルバイジャンによる軍事攻撃によりアルメニアの民族的・種族的出身者が強制移動を余儀なくされたことに関する。これに対して、第1次要請はアルメニアの捕虜の扱い等、第3次要請はラチン回廊の封鎖に関するものであった。以上からすると、裁判所は、アルメニアの第5次要請を基礎づける事情は、第1命令および第3命令発出を基礎づけた事情とは異なるものであって、同要請の審理を正当化する新事情が存在するといえることができる（28-29項）。

(2) 仮保全措置の指示要件

人種差別撤廃条約第2条及び第5条が保障する権利には、人種差別に服しない権利、法の下での平等を享受する権利、国内における移動および居住の自由に対する権利、出国の権利、自国に帰還する権利が含まれる。これらに照らすと、特定集団に属することを理由に標的とされることを恐れて居住地を離れることを余儀なくされない権利、そうした人々の安全な帰還が保障される権利が存在すると見込まれる。提示された情報に基づき、裁判所は、アルメニアが侵害されたと主張する権利のうち、少なくともいくつかは存在すると見込まれる（40-41項）。

11 *Application of the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (Armenia v. Azerbaijan), Provisional Measures, Order of 17 November 2023, I.C.J. Reports 2023, p. 619.*

12 *Request by the Republic of Armenia for the Indication of Provisional Measures Vol. I (28 September 2023).*

アゼルバイジャンの作戦は、ナゴルノ・カラバフの住民が長年にわたり脆弱かつ社会的に不安定な状況に晒されている中で行われたものである。ナゴルノ・カラバフにとどまっている住民が国内を自由に移動する権利等に対する回復不可能な侵害が発生する可能性があり、帰還する見込み無く居住地を離れることを余儀なくされた人々もまた回復不可能な侵害を被る危険に晒されている。また、個人の権利と締約国の権利の〔相互〕関係に鑑みると、アルメニアが主張する権利もまた回復不可能な侵害を被る危険に晒されている（55-59項）。

(3) アゼルバイジャン代理人の約束

アゼルバイジャン代理人は、口頭弁論において、「帰還を選択する住民の安全かつ迅速な帰還、およびガラバフからの退去を希望する住民の安全かつ妨げられない退去を含む、ガラバフ住民の移動および居住の自由に対する権利」を保障すると約束した。代理人が政府を代表して行った約束は拘束力を有し、アゼルバイジャンに法的義務を課するものである。しかし、本約束はアルメニアが求める措置と完全に一致するものではない。とりわけ、「残留するアルメニアの民族的・種族的出身者をナゴルノ・カラバフから追い出すことを直接的または間接的に目的とし、またはその効果を持つ措置」が取られた場合に、ナゴルノ・カラバフから去ることを望まないが、そうせざるを得ないと感じる可能性のある住民の状況を念頭に置くアルメニアの要求措置がそうである。この点で、アゼルバイジャンの代理人が行った約束は、回復不能な侵害が発生する危険を完全に除去するものではないため、依然として緊急性があると考えられる（61-65項）。

(4) 結論および命令主文

裁判所が指示すると決定した具体的な仮保全措置と、上述の代理人の約束に鑑み、アゼルバイジャンは、本命令の日付から8週間以内に、仮保全措置および代理人約束を実施するためにとられた措置に関する報告書を裁判所に提出しなければならない。提出された報告書はアルメニアに送付され、アルメニアはそれに対する意見を提出する機会を与えられるものとする（71項）。

以上の理由により、裁判所は、以下の仮保全措置を指示する（投票はすべて13対2）。

- (1) 人種差別撤廃条約上の義務に従い、アゼルバイジャンは、(i) 2023年9月19日以降にナゴルノ・カラバフを離れ、帰還を希望する者が、安全かつ支障のない迅速な方法で帰還し、(ii) 2023年9月19日以降ナゴルノ・カラバフに留まり、出国を希望する者が、安全かつ支障のない迅速な方法で出国し、(iii) 2023年9月19日以降ナゴルノ・カラバフに留まる者、およびナゴルノ・カラバフに帰還し留まること

を希望する者が、退去を余儀なくされるような暴力や脅迫を受けないようにすること、を保障しなければならない。

- (2) 人種差別撤廃条約上の義務に従い、アゼルバイジャンは、主文（1）で示した個人の記録、身分証明、私有財産に関する文書や記録を保全および保存し、行政立法実務上それらに妥当な考慮を払わなければならない。
- (3) アゼルバイジャンは、本命令の日付から8週間以内に、本仮保全措置ならびに同国代理人が同国政府を代表して行った約束を実施するためにとった措置に関する報告書を裁判所に提出しなければならない。

6. 先決的抗弁判決¹³

2023年4月21日、アゼルバイジャンは裁判所の管轄権を争う先決的抗弁を提起した¹⁴。抗弁は2点であり、第1は、人種差別撤廃条約第22条の交渉前置要件が満たされていないこと、第2は、アルメニアの請求が同条約に基づく裁判所の事項的管轄権の範疇に属さないことである。

(1) 第1抗弁

アゼルバイジャンは、第22条の交渉前置要件が満たされていないことの根拠として、アルメニアは紛争解決に向けてアゼルバイジャンと真剣に向き合おうとしてこなかった点を挙げる（39項）。

紛争処理条項に含まれる交渉前置要件を満たす為には、「交渉主題が紛争主題に関係し、ひいては問題となる条約に含まれる実体義務に関するものでなければならない」。同要件は、交渉が失敗したか、あるいは無益となりまた行き詰った場合にのみ満たされる。その判定は個々の事案の事実状況次第であるところ、両国は、2020年11月に書簡の交換を開始し、その中で人種差別撤廃条約に言及してきた。両国はその後、交渉様式など手続事項に関するやり取りを経て、条約違反申立にかかる対面交渉を2021年7月から9月にかけて複数回行ったものの、それぞれの立場は実質的に変わらなかった（52-56項）。

以上から、アルメニアは、交渉を通じた紛争処理を真正に試みたと考えられものの、両国の立場は実質的に変わらず、二国間交渉を通じて見解不一致を解消する現実的な可能性はなかった。アルメニアによる本件提訴の時点で、交渉は無益なものとなっていたと考え

13 *Application of the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (Armenia v. Azerbaijan), Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 2024.*

14 Preliminary Objections of the Republic of Azerbaijan, Vol. I (21 April 2023).

られる (57-58 項)。

以上の理由により、人種差別撤廃条約第 22 条が規定する交渉前置要件は満たされているため、裁判所は、アゼルバイジャンが提起した第 1 の先決的抗弁を却下する (59 項)。

(2) 第 2 抗弁

裁判所の事項的管轄権に関して、アゼルバイジャンは、アルメニアの請求の大部分について争っておらず、第 2 の先決的抗弁の射程は、アゼルバイジャンがアルメニア系住民の殺害や拷問、恣意的拘禁や強制失踪に関与したとの申立に限定される。アゼルバイジャンは、これらに関する請求は人種差別撤廃条約第 1 条が列挙する禁止事由のいずれに「基づく」ものでもないため、裁判所の事項的管轄権の範疇に属しないと主張する (61-62 項)。

事項的管轄権を確認する上で、各種の行為が実際に人種差別を構成するか否かを判断する必要はなく、裁判所は、それらが仮に証明された場合に条約違反を構成しうるものであって、したがって条約の範疇に属するか否かだけを確認しなければならない。すなわち、ある請求が人種差別撤廃条約に基づく裁判所の事項的管轄権内というために原告が主張すべき行為は、仮に証明された場合には第 1 条第 1 項の禁止事由の 1 つに基づく待遇の差異に相当しうるものであって、被保護集団の構成員が享受する権利を無効化または侵害する目的ないし効果を有するものでなければならない。なお、本件においてアルメニアの民族的・種族的出身が条約上の差別の禁止事由に該当する点で争いはない。また、人種差別撤廃条約は武力紛争時にも適用される (69-78 項)。

まず、アルメニアが申し立てている殺人や拷問等は、条約第 2 条 1 項、第 4 条 (a) および第 5 条 (b) が保障する権利を阻害する目的ないし効果を備えた、アルメニアの民族的・種族的出身者であることに「基づく」差別を構成しうるものである (89 項)。これに代わる説明が可能であるとアゼルバイジャンは主張するものの、管轄権段階では、問題となる行為が条約に違反しうるか否かのみを決定すれば足りる。人種差別は極めて文脈依存的な現象であり、その特定には慎重な事実評価が必要であるものの、禁止事由に「基づく」ことが十分証明されているか否かは本案に属する事項であって、現段階で行いうることではない。裁判所は、現時点でアルメニアが援用した陳述や証拠を逐一精査する必要はない。さらには、アルメニアが主張している一般的な「反アルメニア感情」についても、仮にそれが証明された場合に、特定の行為が禁止事由に「基づく」ものであることの証明にどこまで有用であるかについても現時点で決定する必要はない (89-94 項)。

恣意的拘禁および強制失踪に関しても、90-94 項で述べた理由から、条約第 2 条第 5 条 (a) が保障する権利を阻害する目的ないし効果を備えた、アルメニアの民族的・種族的出身者であることに「基づく」差別を構成しうるものと考えられる (102 項)。

以上から、アルメニアの請求は人種差別撤廃条約の範疇に含まれるため、裁判所は、アゼルバイジャンが提起した第2の先決的抗弁を却下する（104項）。

（3）判決主文

以上の理由により、裁判所は、（1）アゼルバイジャンが提起した第1先決的抗弁を却下し（16対1）、（2）アゼルバイジャンが提起した第2先決的抗弁を却下し（15対2）、（3）人種差別撤廃条約第22条に基づき、アルメニアが提出した請求訴状を審理する管轄権を有する（15対2）。

Ⅲ. 解説

1. ナゴルノ・カラバフ紛争をめぐる国際訴訟戦略

2020年に再燃したナゴルノ・カラバフ地域をめぐる武力衝突以降、アルメニアとアゼルバイジャンは、互いの行為を非難するべく様々な国際裁判手続を活用してきた。アルメニアは、本稿が扱う事件を国際司法裁判所に付託するのみならず、欧州人権裁判所にてこれまでに4件の国家間申立手続を開始している¹⁵。アルメニアはまた、トルコがアゼルバイジャンを軍事的に支援したとして、トルコを相手取った国家間申立も開始している¹⁶。加えて、2023年11月にアルメニアが国際刑事裁判所（ICC）規程の批准書を寄託し、翌年2月1日付で効力が発生して以降¹⁷、武力衝突中にアゼルバイジャン側が犯したとされる犯罪の市民団体によるICC検察官への通報が相次いでいる¹⁸。締約国による正式な事態の付託ではなく、検察官が自己の発意により捜査に着手することを促す非公式の通報に過ぎないものの、アゼルバイジャンを社会的に非難するべく国際社会の関心を集める試みと

15 *Armenia v. Azerbaijan* (No. 42521/20); *Armenia v. Azerbaijan (II)* (No. 33412/21); *Armenia v. Azerbaijan (III)* (No. 42445/21); *Armenia v. Azerbaijan (IV)* (No. 15389/22).

16 *Armenia v. Türkiye* (No. 43517/20).

17 C.N.471.2023.TREATIES-XVIII.10 (Depositary Notification) (14 November 2023).

18 See, e.g., Center for Truth and Justice, *The Planning, Inciting, Ordering, Instigating, and Implementing of Genocide by President Ilham Aliyev and other High Ranking Officials* (Submitted to the Registry of the International Criminal Court on April 18, 2024), at <https://www.cftjustice.org/wp-content/uploads/2024/04/ICC-Communication-NEW-IND.pdf>; “Complaint filed to ICC Prosecutor a year after forced displacement of Armenians from Nagorno Karabakh”, *Radio of Armenia* (19 September 2024), at <https://en.armradio.am/2024/09/19/complaint-filed-to-icc-prosecutor-a-year-after-forced-displacement-of-armenians-from-nagorno-karaabkh/>.

みる余地がある¹⁹。対するアゼルバイジャンは、別稿にて検討する事件を国際司法裁判所に付託したに加えて、欧州人権裁判所ではこれまでに2件の国家間通報手続を開始している²⁰。加えて、エネルギー憲章条約および地域的な環境条約にもとづく2件の国家間仲裁手続を開始している²¹。

以上のように、本件は武力衝突ひいては係争地域の領有紛争を背景とする事件であるところ、アルメニアはこれを人種差別撤廃条約上の紛争として定式化し裁判所に付託したことから、その訴訟戦略が当初から注目を集めてきた²²。アゼルバイジャンは、アルメニアの戦略を紛争の「再包装 (repackag[ing])²³」, 「仮装 (dress[ing] up)²⁴」, 「ねじ込み (shoehorn [ing])²⁵」といった表現で揶揄し、本訴訟が宣伝目的に過ぎない旨繰り返し非難している²⁶。アルメニアはこれを否定するもの²⁷、人種差別との関連が一見して希薄な事件を人種差別撤廃条約上の紛争として定式化して国際司法裁判所に付託する試みはこれまでもみられたこともあってか²⁸、一部の裁判官はアルメニアの訴訟戦略に当初から否定的な反応を示している²⁹。

19 See, Natalie Hogdson, “Resisting the State Crimes of the Global North: Exploring the Potential of International Criminal Law”, *Journal of International Criminal Justice*, Vol. 22 (2024), p. 151, at 159; Natalie Hogdson, “Accountability for the Unaccountable? Article 15 Communications Beyond the ICC”, *Opinio Juris* (9 September 2024).

20 *Azerbaijan v. Armenia* (no. 47319/20); *Azerbaijan v. Armenia (II)* (no. 39912/22).

21 *Bern Convention Arbitration (Azerbaijan v. Armenia)*, PCA Case No. 2023-60; *Energy Charter Treaty Arbitration (Azerbaijan v. Armenia)*, PCA Case No. 2023-65; Kei Nakajima, “And the Azerbaijan-Armenia Lawfare Expanded: The Arbitration brought by Azerbaijan under the Bern Convention”, *Völkerrechtsblog* (30 January 2023), doi: 10.17176/20230130-201620-0.

22 Yilin Wang, “Warfare to Lawfare under CERD: Armenia v. Azerbaijan and Azerbaijan v. Armenia”, *Opinio Juris* (9 November 2021); Filippo Fontanelli, “The Disputes Between Armenia and Azerbaijan: The CERD Compromissory Clause as a One-way Ticket to Hague”, *EJIL: Talk!* (11 November 2021).

23 CR 2021/21, p. 13, para. 8 (Mammadov).

24 CR 2021/23, p. 22, para. 35 (Goldsmith); CR 2024/17, p. 16, para. 14 (Mammadov).

25 CR 2024/17, p. 14, para. 7 (Mammadov).

26 CR 2021/23, p. 35, para. 3 (Mammadov); CR 2023/2, p. 53, para. 24 (Boisson de Chazournes); Azerbaijan’s Preliminary Objections in *Armenia v. Azerbaijan*, Vol. I (21 April 2023) para. 20; CR 2024/17, p. 14, para. 6 (Mammadov).

27 Written Observations of Armenia, Vol. I (21 August 2023), para. 31.

28 中島 啓「人種差別撤廃条約適用事件（カタル対アラブ首長国連邦）」『国際法外交雑誌』121 巻2号（2022年）75-93頁。

29 Dissenting Opinion of Judge Yusuf, *I.C.J. Reports 2021*, p. 395, para. 1; Declaration of Judge Yusuf, *I.C.J. Reports 2023*, p. 31, para. 3; Dissenting Opinion of Judge Yusuf in *Preliminary Objections*, *I.C.J. Reports 2024*, para. 1.

2. 捕虜解放措置要請の却下

実際、第1次仮保全措置指示要請の内容に鑑みると、アルメニアの関心事に人種差別とはやや離れた事項が含まれていたとの印象は拭い切れない。すなわち、アルメニアが求めた措置のリストの冒頭に掲げられていたのは、2020年紛争勃発後にアゼルバイジャン側に捕らえられた捕虜等の即時解放である³⁰。捕虜等の送還は、「三者声明³¹」でも明示的に取り決められており³²、アルメニアの高い関心事項であったことが窺える。事実、アルメニアは、欧州人権裁判所でも同様の措置の指示を要請し、該当する個人にかかる情報の提供をアゼルバイジャンに求める措置を獲得していた³³。対する国際司法裁判所は、人種差別撤廃条約がアゼルバイジャンに対して捕虜等の即時解放を要求しているとの見込みを否定し、アルメニアの要請には応じなかった。その理由は、捕虜の送還条件は国際人道法が規律していること、個人が有する現在の国籍に基づく差別は条約の禁止事項に含まれないこと、条約上の禁止事項である民族的・種族的出身を理由に捕虜が拘束されていることを示す証拠は提出されなかったこと、である（要旨 II.1. (2) 参照）。

3. 被保全権利の存在見込みと裁判所の事項的管轄権

もっとも、裁判所は、その後の先決的抗弁段階では、自らの事項的管轄権が捕虜に関するアルメニアの請求にも及ぶことを肯定し、アゼルバイジャンの抗弁³⁴を退けた（要旨 II.6. (2) 参照）。仮保全段階で権利存在見込みが否定された事項について、事後の抗弁段階で裁判所の事項的管轄権が肯定されるという例はこれまでも存在し³⁵、一見して判断が

30 Application Instituting Proceedings and Request for Provisional Measures, Vol. I (16 September 2021), para. 131.

31 同声明の法的性格については、Romain Le Boeuf, «La déclaration de cessez-le-feu entre l'Arménie et l'Azerbaïdjan : un nouvel épisode de la lutte pour le Haut-Karabakh», *Annuaire français de droit international*, tome 66 (2020), pp. 271-291.

32 CR 2021/20, p. 31, para. 4 (Murphy); Paragraph 8 of the Statement by the Prime Minister of the Republic of Armenia, the President of the Republic of Azerbaijan and the President of the Russian Federation (10 November 2020), at <https://www.primeminister.am/en/press-release/item/2020/11/10/Announcement/>.

33 ECtHR, "The interim measure indicated in the case of *Armenia v. Azerbaijan* and Rule 39 proceedings with regard to alleged captives to remain in force", Press Release ECHR 377 (2020) (16 December 2020), at <http://hudoc.echr.coe.int/eng-press?i=003-6889210-9244085>.

34 Preliminary Objections of Azerbaijan, paras. 59-66.

35 *Application of the International Convention for the Suppression of the Financing of Terrorism and of the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (Ukraine v. Russian Federation)*, Provisional Measures, Order of 19 April 2017, I.C.J. Reports 2017, p. 104, at 131-2, paras. 74-76; Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 2019, p. 558, at 586, paras. 63-4.

食い違うことに対する違和感が呈されてきている³⁶。こうした食い違いは、本件に即するならば、両手続段階の判断枠組みあるいは着眼点の相違として次のように整理することができる。

第1に、仮保全段階では、被保全権利の存在見込みを基礎づける事実を証拠に照らして吟味する余地を認めているのに対して、抗弁段階では、問題となる行為が「仮に証明された場合に (if established) 条約違反を構成しうる」か否かのみを判定するとされており、事実認定に踏み込まないとの前提に立ったものと理解される (抗弁判決70項)。違法行為に関する事実認定および証拠の評価について抗弁段階でどこまで踏み込むかは当事者間でもよく争われる争点であるところ³⁷、本件では証拠の評価に踏み込まないとの理解³⁸を前提としたものと解される。

第2に、仮保全段階で問われるのが (原告の) 被保全権利であるのに対し、抗弁段階で問題となるのは主に (被告の) 違法行為である。そのため、抗弁段階で仮に事実認定に踏み込んだとしても異なる証拠資料の評価が求められるであろうことから、両手続段階における結論が食い違う可能性はなお残るものと考えられる。

第3に、仮保全段階では、並行して適用される国際人道法の規律内容にも留意したうえで人種差別撤廃条約上の被保全権利の存在見込みを判定したのに対して、抗弁段階では、問題となるアゼルバイジャンの行為が人種差別撤廃条約の違反を構成しうるか否かのみに着目している。事実、裁判所は、武力紛争中の人種差別撤廃条約の適用可能性について一定の分量を費やして論証しつつ (抗弁判決73-77項)、国際人道法の規律内容には一切触れていない。

以上の結果、判例上、仮保全段階よりも抗弁段階の方が一見して審理の対象が限定されており、裁判所の事項的管轄権を肯定するための敷居が相対的に低いかなのような外観を呈している。もっとも、抗弁審理における事項的管轄権の肯定が本案審理の続行という手続的帰結を導くにとどまるのに対して、仮保全段階における被保全権利存在見込みの肯定は、暫定的とはいえ法的拘束力ある措置を紛争当事国に課すことになる。このことを踏まえるならば、仮保全段階の方が厳格な審理が求められる部分がある方がむしろ整合的であるとも考えられ、措置の名宛人との関係での仮保全措置命令の説得性を強化することに繋がるものと位置づけられる³⁹。

36 Dissenting Opinion of Judge Skotnikov, *I.C.J. Reports 2019*, p. 665, at 666, para. 2.

37 See, CR 2024/19, p. 24, para. 25 (Murphy); CR 2024/20, p. 16, para. 3 (d'Argent).

38 See, e.g., Declaration of Judge Donoghue, *I.C.J. Reports 2019*, p. 651, at 653, para. 10.

39 Kei Nakajima, «La plausibilité des droits, les moyens de défense et les contentions concurrents de la partie adverse dans l'indication des mesures conservatoires par la Cour internationale de Justice», *Annuaire de La Haye de droit international*, Vol. 38 (2026 forthcoming).

4. 仮保全措置により制約される相手方の権利の考慮可能性

裁判所は、アルメニアが主張していた捕虜等の即時釈放の権利の存在見込みを否定した際、捕虜の送還条件は国際人道法が規律している点に言及した。当事国の主張立証と突き合わせると⁴⁰、ここで裁判所が言及した「国際人道法」は、刑事手続が進行中の捕虜については当該手続の完了まで抑留することができる旨定めた、捕虜の待遇に関するジュネーブ条約第119条⁴¹の規律を念頭に置くものと考えられる。「抑留して置くことができる (may be detained)」との規定ぶりからして、同条は、抑留国に一定の権利を付与するものとも解釈できる。このことを踏まえると、捕虜の即時釈放を求めたアルメニアの第1次要請は、抑留している捕虜につき刑事手続を行うアゼルバイジャンの権利を侵害ないし制約する（というアゼルバイジャンの主張⁴²を裁判所が容れた）がために却下されたと解する余地がないわけではない。この点、二国間通商航海条約上の被保全権利に関して、同条約に含まれている例外規定を被告が援用している事実を考慮した上で、その存在が見込まれる範囲を限定的に判定したという例が存在し⁴³、本件アゼルバイジャンの防御は当該先例をモチーフに立論されている⁴⁴。当該先例ほどには明確ではないとはいえ、裁判所は、国際人道法への言及を通じて、要請された仮保全措置により制約を受けるアゼルバイジャンの権利を暗に考慮したと解釈する余地がないわけではない。こうした理解を推し進めると、原告の被保全権利と、仮保全措置により制約される被告の権利の双方を念頭に置いた上で、何らかの意味での比例性の判断枠組み⁴⁵が仮保全段階で観念できるということになるため、今後の類例において先例として援用される可能性がある。

40 CR 2021/21, pp. 27-8, para. 12 (Goldsmith).

41 “Prisoners of war against whom criminal proceedings for an indictable offence are pending may be detained until the end of such proceedings, and, if necessary, until the completion of the punishment. The same shall apply to prisoners of war already convicted for an indictable offence”.

42 CR 2021/21, pp. 25, 30-31, paras. 4, 21 and 26 (Goldsmith); *ibid.*, pp. 53-54, paras. 4-10 (Donovan); CR 2021/23, p. 33, para. 15 (Donovan); see also, CR 2023/2, p. 49, para. 13 (Boisson de Chazournes). こうした立論との整合性を確保するためか、アゼルバイジャンは、自らが提訴した別訴事件では、自らが要請する仮保全措置が被告アルメニアの権利を害しない旨言及している。Azerbaijan’s Request for the Indication of Provisional Measures of Protection (23 September 2021), para. 34; CR 2021/24, p. 61, para. 8 (Donovan).

43 *Alleged Violations of the 1955 Treaty of Amity, Economic Relations, and Consular Rights (Islamic Republic of Iran v. United States of America), Provisional Measures, Order of 3 October 2018, I.C.J. Reports 2018*, p. 623, at 643, para. 68.

44 CR 2021/21, p. 54, para. 6 (Donovan).

45 See, CR 2021/22, p. 15, para. 4 (Salonidis); CR 2023/2, pp. 50-51, paras. 15 and 18 (Boisson de Chazournes).

5. 仮保全措置の修正と「再確認」

本件は、最初に命じられた仮保全措置について、その後4度にわたって修正が要請された点で特徴的である。類例として、南アフリカがイスラエルを相手取りジェノサイド条約に基づき提訴した事件でも、最初に命じられた仮保全措置の修正がその後複数回要請されている。いずれも、付託された紛争にかかる事態が展開する毎に措置の修正が要請されており、昨今における仮保全措置修正要請の増加は、裁判所に付託された事件の流動性を反映するものと位置づけられる。

本件における4度にわたるアルメニアの修正要請のうち、裁判所が認容したのは2度のみである。とはいえ、修正要請が退けられたからと言って、原告アルメニアにとって不利な判断が下されたことを意味するとは限らず、以下に掲げる諸点に照らせば、本件の運用をもって仮保全措置修正の敷居が高い⁴⁶と考えるのは早計である。

第1に、発出済みの仮保全措置を基礎づけていた事実状況に本質的な変化が無ければ、そもそも措置を修正する必要がない。確かに、裁判所が第3命令でラチン回廊の自由な往来を確保する措置を命じた背景には、環境団体による「抗議活動」の事実があった。その後「検問所」が設置されたことは確かに新展開ではあるものの、回廊の往来を妨げている点では本質的に同じである。したがって、第3命令を通じて自由な往来を確保する措置が一般的に命じられていた以上、第4命令として「検問所」に関する特定の措置を追加する必要性はなかった。

第2に、既出の仮保全措置が、発出後の事態をも対象としていたとの解釈が可能であれば、やはり当該措置を修正する必要はない。裁判所は、第1命令を通じて「2020年紛争」に関して拘束された個人の保護をアゼルバイジャンに命じていたところ、2022年9月の武力衝突再燃を背景として発出した第2命令において、第1命令に従った待遇が「2020年紛争の再燃を構成する敵対行為」中に拘束された個人にも与えられると言及した上で、第1命令の修正要請を容れなかった。停戦から武力衝突再燃までの時間的な隔たり（約22カ月）に鑑みれば、2022年の武力衝突を事情の変化と認定し、発出済みの仮保全措置を明示的に修正した方が素直であったかもしれない⁴⁷。多数意見のアプローチは確かに「創造的」な読み方ではあるものの⁴⁸、結果的には、2023年まで続いた両国間の一連の武力衝突を連続的・一体的なものとして把握する点で紛争の経過の実態に即したものであったという

46 Dissenting Opinion of Judge Bhandari, *I.C.J. Reports 2021*, p. 595, at 598, para. 12.

47 Separate Opinion of Judge Sebutinde, *I.C.J. Reports 2021*, p. 587; Dissenting Opinion of Judge Bhandari, *ibid.*, p. 595; Separate Opinion of Judge Robinson, *ibid.*, p. 599.

48 Declaration of Judge Tomka, *I.C.J. Reports 2021*, p. 585, at 585, para. 6.

ことができ、最初の仮保全措置（第1命令）を、以後の展開を織り込んだある種の「司法的停戦（[un] cessez-le-feu judiciaire）」として捉え直したとみる余地もある⁴⁹。

第3に、仮保全措置の修正要請を容れなかった場合（第2・第4命令）には、発出済みの措置（第1・第3命令）の内容を「再確認する（reaffirm）」という運用が採られてきている。追加的な法的効果はないものの、発出済みの措置が修正を要することなく新状況を引き続き規律していることを象徴するものと位置づけられる。なお、本件において発出済みの措置の再確認はいずれも、両当事国間の「不安定な状況（tenuous situation）」を踏まえて必要と判断された（第2命令21項、第4命令30項）。同様の表現は他の事件でも採用されている⁵⁰。もっとも、南アフリカがイスラエルを相手取り提訴した事件では、「ガザ地区の壊滅的状況」を踏まえて発出済みの仮保全措置を再確認しており⁵¹、これまでのところ、単一の表現に収斂しているわけではない。

6. 報告書の提出を求める仮保全措置

仮保全措置の履行状況について裁判所に報告するよう紛争当事国に対して義務づける措置を命じる例がこれまでに一定数見られる⁵²。裁判所は近年、この運用の組織化を推し進め、紛争当事国が提供する情報を検討し仮保全措置の履行状況をモニタリングするべく、裁判官3名からなる臨時の委員会を都度設置する運用を開始した⁵³。もっとも、報告書の提出を求める措置を命じる（命じない）に際して、裁判所は具体的な理由を付さないのが通常であるため、いかなる条件下において本仕組みが始動するのかは外部からはなお定かではない。本件でも、アルメニアが第1次要請においてそうした措置を課すよう求めたところ、裁判所は、「本件特殊状況下では適当ではない」という以上の理由を付すことなく、同要請を退けている（判旨II.1.（4））。

しかしその後、アルメニアが第5次要請を通じて再度同様の措置を求めた際には、裁判所は、提出期限につき変更を加えつつも、措置の履行に関する報告書の提出をアゼルバイ

49 Declaration of Judge *ad hoc* Daudet, *I.C.J. Reports 2021*, p. 603, at 605, para. 11.

50 *Arbitral Award of 3 October 1899 (Guyana v. Venezuela)*, Order of 1 May 2025, para. 43.

51 *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide in the Gaza Strip (South Africa v. Israel)*, *Provisional Measures, Order of 28 March 2024*, para. 46; *Provisional Measures, Order of 24 May 2024*, para. 52.

52 Hugues Hellio and Solveig Henry, «Le suivi par la Cour internationale de Justice de ses ordonnances en indication de mesures conservatoires : une pratique émergente entre inspiration, discrétion et recherche d'effectivité», *R.G.D.I.P.*, Vol. 124 (2020), p. 225.

53 Article 11 of the Resolution concerning the internal judicial practice of the Court (adopted on 12 April 1976; Article adopted on 21 December 2020).

ジャンに義務付けた（判旨II.5. (4)）。アゼルバイジャンに対して「指示すると決定した具体的な仮保全措置」に鑑みて報告書の提出を義務付けたことから、住民の安全な帰還等を確保するという措置の性質が、報告書の提出を基礎づけたと理解できる。ただ、第1命令の措置（抑留された個人の安全確保）の性質上報告書の提出はカテゴリーカルに不要であったとは考えにくく、措置の性質は考慮要素の1つにとどまると考えられる。この点、第5命令は、仮保全措置とあわせてアゼルバイジャン代理人が口頭弁論中に表明した約束の実施状況についても報告書の提出を義務付けた点にも特徴がある。ただ、同様の約束が表明されずとも報告書の提出が義務付けられた例は存在するため⁵⁴、約束実施のモニタリングとの「抱き合わせ」も、ありうる1つの考慮要素にとどまる。

7. 仮保全措置に代替する「約束」

仮保全措置指示要請にかかる口頭弁論中、被告国の代理人が、係属中の事件に関連して何らかの行動をとる（あるいは慎む）旨表明する例が一定数見られる⁵⁵。問題とされている状況に紛争当事国が自発的に対処する姿勢を示すことで、裁判所が仮保全措置を指示する必要性を減殺する訴訟戦略である。条件次第では国際法上の意思表示として法的拘束力が生じるものの、仮保全措置の履行ではなく自ら引き受けた義務の履行という外観を創出する方が望ましいと政策的に判断する場合には選択を検討するに値する。本件では、アルメニアの第5次要請に対するアゼルバイジャンの反応がこれに相当し、ナゴルノ・カラバフ地域住民の安全な帰還や退去を含む広範な措置を実施する旨代理人が口頭弁論中に表明することで⁵⁶、仮保全措置の指示は不相当と主張した⁵⁷。

にもかかわらず、裁判所は、最終的に仮保全措置を指示した（判旨II.5. (4)）。命令理由の関連箇所からは、アゼルバイジャンが表明した約束がなぜ不十分であったのか一見して読み取り難いかもしれない⁵⁸。とはいえ、表明された約束と措置の文言を照らし合わせると、アゼルバイジャンの約束が、ナゴルノ・カラバフ地域から退去済み住民の安全な帰還と、今後退去を希望する住民の安全な退去については保障しつつも、同地域に残留する意向の住民の処遇については触れていない点に不足を見出したと解することができる。

54 *South Africa v. Israel, Order of 24 May 2024*, para. 53.

55 William Thomas Worster, “Unilateral Diplomatic Assurances as an Alternative to Provisional Measures”, *Law and Practice of International Courts and Tribunals*, Vol. 15, No. 3 (2016), p. 445.

56 CR 2023/22, pp. 22-23, para. 27 (Mammadov).

57 CR 2023/22, pp. 38-39, paras. 18-23 (Wordsworth).

58 Dissenting Opinion of Judge Yusuf, para. 10.